

【改訂版】

東員町・いなべ市
部活動ガイドライン

平成 31 年 4 月

東員町教育委員会
いなべ市教育委員会

部活動は、生徒の心身の発達に大きく寄与し、教育的な効果があることは多くの人が認めるところです。

しかしながら、部活動を取り巻く課題は、多様化・複雑化してきており、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっています。

東員町といなべ市では、このような現状を鑑み、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」と文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」、三重県教育委員会「三重県部活動ガイドライン（平成31年3月改訂）」の内容をふまえ、部活動のさらなる充実・活性化を図ることをめざして、改訂版『東員町・いなべ市部活動ガイドライン』を策定しました。

今後、各学校が本ガイドラインを活用し、学校教育目標や目指す生徒像の実現に向けて、全教職員で部活動のあり方について協議し、学校が一丸となって、より効果的で有意義な部活動の実現に向けた検討がなされることを願っております。

終わりに、本ガイドラインの策定にあたり、ご協力を賜りました部活動検討会議の皆様にご深く感謝申し上げます。

平成31年4月 東員町教育員会
いなべ市教育委員会

目 次

I 学校教育の一環としての部活動の役割

- 1 部活動の位置づけ
- 2 部活動の意義
- 3 部活動をめぐる状況
 - (1) 生徒の「健全な成長」の視点から
 - (2) 教員の「働き方の見直し」の視点から

II 適切な部活動の運営

- 1 部活動方針等の策定
- 2 適切な部活動の実施に向けて
 - (1) 各部活動計画の作成
 - (2) 休養日・活動時間の設定
 - (3) 顧問等の指導者の役割と指導

参考資料

I 学校教育の一環としての部活動の役割

1 部活動の位置づけ

部活動については、「中学校学習指導要領」および「高等学校学習指導要領」の総則において、次のように示されている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、学級や学年を超えて同好の生徒達が自主的・自発的に集い、顧問等の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、様々なことを学ぶ教育活動である。具体的には、次のような教育的意義が考えられる。

- スポーツ、文化、芸術などの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育てる。
- 体力の向上や健康の増進等につながる。
- 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、部活動の成果を学校の教育活動全体で活かす機会となる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級学年を離れて仲間や指導者と関わり合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- 思考力、判断力、表現力等を育成する。

生きる力の育成・学校生活の充実

【参考】「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月）」文部科学省

3 部活動をめぐる状況

今日の学校においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化等が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、改善に向けての検討が必要である。

(1) 生徒の「健全な成長」の視点から

中学生の成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動（休養日を設けない・長時間の練習等）や効果的でない運動は、生徒の心身に大きな負担を与え、怪我やスポーツ障害の原因につながる事が考えられる。加えて、過度な活動が続くことで、対象への興味・関心を失い、ドロップアウト（離脱）やバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥る課題も懸念されている。

(2) 教員の「働き方の見直し」の視点から

部活動の指導者は、生徒の成長に喜びを感じつつ、他の顧問の熱心な指導や保護者の強い願いに影響を受けながら、指導にあたっている。しかしながら、少子化等による教員数の減少を背景に、次のような教員の実態が挙げられる。

- 中学校教員の勤務時間は非常に長く、その中でも部活動の指導時間が特に長い。
- 教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと、授業準備、生徒との個別懇談、関係機関等との連携にあたるうえで支障となると懸念される。
- 運動部活動顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない教員が約半数程度いる。
- 主に週休日に開催される大会等への引率は教員が行い、審判等の大会運営業務も教員が担っている。
- 常勤の教員は全員が顧問になることを原則としている。

【参考】「平成 26 年度学校運動部活動指導者の実態に関する調査」 公益財団法人日本体育協会

「平成 28 年度教職員の時間外労働時間の調査」 三重県教育委員会

「学校現場における業務の適正化に向けて（平成 28 年 6 月）」

次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース

文部科学省

Ⅱ 適切な部活動の運営

1 学校部活動運営方針等の策定

部活動をととして、学校生活をより豊かで充実したものとしていくためには、部活動の意義及び位置づけを踏まえ、学校長の指導のもと、学校全体で推進していくことが重要である。

- 学校では、「学校教育目標」や「部活動ガイドライン」等を参考に、「学校部活動運営方針」の策定と見直しを行う。
- 「学校部活動運営方針」には、活動目的、設置部の確認、活動時間および日数、運営上の留意点等を明記し、全職員で共通理解を図る。
- 「学校部活動運営方針」は、生徒および保護者に公表し、理解を得て、互いに連携しながら活動できるよう工夫する。

2 適切な部活動の実施に向けて

(1) 各部活動計画の作成

顧問等の指導者は、指導理念を示すとともに、生徒の発育・発達段階・志向・能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部の活動計画等を作成し、生徒および保護者への事前の周知を図る。

【各部の活動計画作成にあたって】

- 学校教育目標および「学校部活動運営方針」を基に計画する。
- 生徒の発育や発達段階、運動能力、競技経験等を考慮する。
- 参加する大会期日を考慮し、基礎練習期・試合想定練習期・大会期・休養期の設定等、練習と休養のバランスに配慮する。
(参加大会および校外活動の精選、種目(競技)の特性等も考慮し計画する)
- 体育大会・文化祭などの学校行事に配慮する。
- 放課後活動は、日没時刻等安全面を考慮し、下校時刻を守る。

(2) 休養日・活動時間の設定

生徒のバランスのとれた学校生活や怪我を予防する観点等から、活動時間や練習日数、休養日の適切な設定を行う。生徒に十分な休養を与えるとともに、顧問等の指導者自身もリフレッシュできる機会をつくる。

① 休養日について

- 1週間（月曜日から日曜日まで）のうち、2日は休養日を設定する。
（うち、1日は土曜日又は日曜日とする。）
- ※ 各校での設定については、「全ての部が一斉に設定する」、「(活動場所の有効利用等を考慮し)部によって違う曜日に設定する」ことが考えられる。各学校の実情に合わせ、休養日を設定する。
- ※ 大会開催等により、上記のとおり休養日が設定できない場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。
- ※ 生徒の状況（疲労の様子等）によっては、休養日を複数日設定する。

《週休日に休養日を設定できない場合の対応例》

- ※ 各学校体育・文化連盟等が開催する大会等について、会場借用や役員派遣の関係から、週休日に大会等を開催せざるを得ない実態がある。年間又は月間の活動計画により、活動（参加大会等）の見通しを持ち、必ず休養日を設定する。
- ※ 週休日に開催される大会等において、勝ち残るなどの理由から、引き続き、翌週の週休日にも活動しなければならない場合は、適宜、その間の平日に休養日を設定したり、その大会等の終了後、まとめて（連続した）休養日を設定する。

【参考】「三重県部活動ガイドライン(平成30年3月)」三重県教育委員会

② 活動時間について

- 平日の活動時間は2時間以内（平日4日間で8時間以内）とする。ただし、現状として、火木金曜日に2時間活動することはないため、水曜日に2時間以上活動することは可とする。
 - 週休日および休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、3時間以内とする。
 - ※ 土・日曜日や休日、また始業前に活動する場合は、生徒、保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画することが大切である。
 - ※ 放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要である。
 - ※ 活動時間とは、スポーツ・芸術文化等の活動に充てる時間をいう。
 - ※ 活動場所への移動、準備や後片付けを含め、効率的・効果的に行い、できるだけ短時間に終える。
- （大会等（練習試合等を含む）では、上記の活動時間の設定と異なる計画となることもあるが、大会等の前後に休養日を設定するなど、健康・安全に配慮し、過度な負担にならないよう留意する。）

③ 長期休業日の活動について

- 原則として、週休日および学校閉庁日には部活動を実施しない。ただし、週休日に中体連または各協会の大会が実施される場合についてのみ適応外とするが、その場合は平日に必ず2日間の部活動休養日を設定する。

(3) 顧問等の指導者の役割と指導

顧問は、部活動の目標や指導方針を踏まえ、全教職員と連携・協力し、活動計画に基づいた運営や指導を行う。また、顧問等の指導者は、次の点に特に留意して指導を行う。

- 生徒の人権や人格を尊重する。
- 生徒の自主性や主体性を尊重した運営に努める。
- 生徒の事故防止及び安全管理、健康管理に十分留意する。
- 勝利至上主義に陥るなど、行き過ぎた指導にならないよう、自己管理に努める。
- 体罰、セクハラ行為の禁止はもちろん、指導中の言動に十分注意する。
- 顧問間や外部指導者等と役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくる。
- 保護者の経済的負担については十分に配慮し、すべての生徒が部活動に取り組むことができる環境づくりに努める。
- 保護者とともに生徒を支援する観点から、各校が定める「学校部活動運営方針」や「各部活動計画」の理解を得るとともに、年間計画や月間計画等を適切な時期に伝える。

3 その他

今後、国や県より部活動にかかわるガイドライン等が新たに示された場合は、その内容を本ガイドラインと重ねて読み取るものとする。その他部活動にかかわる状況が変わった際には、本ガイドラインを必要に応じて改訂する。

【参考資料】

- * 「中学校学習指導要領（平成 29 年公示）」 文部科学省
- * 「高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月公示）」 文部科学省
- * 「学校現場における業務の適正化に向けて（平成 28 年）」
次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース
文部科学省
- * 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年）」 スポーツ庁
- * 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年）」 文化庁
- * 「三重県部活動ガイドライン（平成 31 年 3 月改訂）」 三重県教育委員会
- * 「学校運動部活動指導者の実態に関する調査（平成 25 年）」 公益財団法人日本体育協会
- * 「教職員の時間外労働時間の調査（平成 28 年）」 三重県教育委員会
- * 「四日市市部活動ガイドライン（平成 30 年）」 四日市市教育委員会
- * 「桑名市部活動ガイドライン（平成 28 年）」 桑名市教育委員会